

平成29年3月17日

(58)
平置自転車置場使用申込者の方へ
みどりのスタイル

オーベル浦和レジデンス管理組合

平置自転車置場使用申込みに対するご回答

平素は管理組合活動にご理解ご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。標記の件に関しご連絡申し上げます。

平置自転車置場については、昨年6月開催の通常総会において、使用条件として「身体的理由により一時的にラックの使用が困難と理事会で認めた方」として可決され、昨年10月に利用募集をしたところ、妊娠中である方の利用希望のほか、「乳児を抱きかかえて幼児の保育園への送り迎えの際に自転車を出し入れするに当たり、乳児に怪我を負わせるおそれがあるため利用を希望したい」といったご意見を頂戴いたしました。

理事会での審議の結果、総会にて可決された使用条件にストレートに該当しないものの、妊婦の方については、自らの身体に関する事由として「身体的理由」に該当すると判断することも可能として利用を認めることとしました。一方、乳児を抱きかかえて幼児の保育園等の送迎に当たり乳児への怪我が懸念されるため利用を希望された方については、自らの身体に関する事由とは言い難く、「身体的理由」に該当すると俄かに判断することはできないという方向で議論が行われました。

他方、兼ねてより「大型の電動式自転車が多く自転車の出し入れが困難である」等の意見も寄せられていましたので、これらの意見を踏まえ、「身体的理由」の運用に関して、今年1月に【平置自転車置場の運用に関する意見聴取】と【平置自転車置場利用の再募集】をさせていただきました。

しかしながら、意見聴取の回収率が低く、「乳児を抱きかかえて自転車にて幼児の保育園・幼稚園への送り迎えをせざるを得ない場合」についても広い意味での「身体的理由」として捉えて総会で可決された使用条件を理事会にて運用するには難しいとの判断になり、平置自転車置場の利用については、継続検討事項となりました。

以上の次第で、先のお申込みについては、現在、理事会で認めるることはできないとの判断でございます。正式な連絡が遅くなりましたが、ご海容のほどよろしくお願ひします。なお、自転車置場全体の運用に関しては、現在、理事会で議論を重ねておりますこと、申し添えます。

以上